

明和苑施設入所利用料金表(R7.2～)

介護老人保健施設 明和苑

※負担割合に準じます

1. 施設サービス費利用者負担

要介護度	多床室利用	個室利用
	1割負担/日 (30日)	1割負担/日 (30日)
1	871単位(26130)	788単位(23640)
2	947単位(28410)	863単位(25890)
3	1014単位(30420)	928単位(27840)
4	1072単位(32160)	985単位(29550)
5	1125単位(33750)	1040単位(31200)

◎おむつ代、エアマット、ポータブルトイレ使用料を含みます。

(加算)

サービス内容	1割	サービス内容	1割	
短期集中リハビリ加算	(Ⅰ)258単位(Ⅱ)200単位/日	入退所前連携加算	(Ⅰ)600単位・(Ⅱ)400単位/回	
認知症短期集中リハビリ加算	(Ⅰ)240単位(Ⅱ)120単位/日	試行的退所時指導加算	400単位/回	
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅰ)22単位(Ⅱ)18単位(Ⅲ)6単位/日	再入所時栄養連携加算	200単位/回	
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)450単位(Ⅱ)480単位/回	初期加算	(Ⅰ)60単位(Ⅱ)30単位/日	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算	(Ⅰ)53単位(Ⅱ)33単位/月	外泊時費用	362単位/日	
栄養マネジメント強化加算	11単位/日	自立支援促進加算	300単位/月	
療養食加算(1食＝1回 1日3食を限度)	6単位/回	口腔衛生管理加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)90単位(Ⅱ)110単位/月	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)239単位・(Ⅱ)480単位/日	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	(Ⅰ)イ・140単位 ロ・70単位/回	
経口維持加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)400単位・(Ⅱ)100単位/月	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅱ)240単位・(Ⅲ)100単位/回	
経口移行加算	28単位/日	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)3単位・(Ⅱ)13単位/月	
退所時情報提供加算	(Ⅰ)500単位(Ⅱ)250単位/回	排せつ支援加算(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅰ)10単位・(Ⅱ)15単位・(Ⅲ)20単位/月	
若年性認知症入所者受入加算	120単位/日	認知症専門ケア加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)3単位(Ⅱ)4単位/日	
協力医療機関連携加算(1)(令和0年度)	100単位/月	安全対策体制加算	20単位/回(入所時に1回)	
協力医療機関連携加算(1)(2)(令和7年度～)	(1)50単位(2)5単位/月	科学的介護促進体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)40単位・(Ⅱ)60単位/月	
高齢者施設等感染対策向上加算	(Ⅰ)10単位 (Ⅱ)5単位/月	認知症チームケア推進加算	(Ⅰ)150単位 (Ⅱ)120単位/月	
退所時栄養情報連携加算	70単位/回	生産性向上推進加算	(Ⅰ)100単位 (Ⅱ)10単位/月	
新興感染症等施設療養費	240単位/日	認知症ケア加算	76単位/日	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)(Ⅱ)	(Ⅰ)(Ⅱ)51単位			
介護職員等処遇改善加算	(Ⅰ)所定単位数の7.5%の加算	ターミナルケア加算(療養型老健以外)	死亡日以前 45日前～31日前	72単位/日
	(Ⅱ)所定単位数の7.1%の加算		死亡日以前 4日以上30日以下	160単位/日
	(Ⅲ)所定単位数の5.4%の加算		死亡日以前 2日又は3日	910単位/日
	(Ⅳ)所定単位数の4.4%の加算		死亡日	1900単位/日

2. 居住費 ◎利用者負担段階により異なります。※負担限度額(単位円)

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
多床室	437/日	※430/日	※430/日	※430/日	※0/日
個室	1728/日	※1370/日	※1370/日	※550/日	※550/日

◎多床室の居住費は光熱水費相当分です。

3. 食費 ◎利用者負担段階により異なります。※負担限度額(単位円)

	第4段階	第3段階②	第3段階①	第2段階	第1段階
朝食	481	481	481	481	481
昼食	482	482	482		
夕食	482	482			
合計	1445/日	※1360/日	※650/日	※390/日	※300/日

4. その他の利用料(消費税込)

理美容代		実 費
私物洗濯代		330円/日
電気代	テレビ	77円/日
	電気毛布類1品につき(電気アンカ、湯たんぽは使用できません)	88円/日
	冷蔵庫・その他1品につき	55円/日
特別の個室料(あさがお、ゆり、ふじ)		528円/日
健康管理費(インフルエンザ予防接種等)		実 費
ハミングッド(口腔ケア用品) 20本		770円

高額介護サービス費は、上記1の施設サービス費の合計額が、負担段階に応じた上限額を超えるとき請求できます。